



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 11, 2021 年 5 月～6 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2021年5月～6月）

内容

A: 英 FCA、消費者保護に関する原則案を公表（5月14日）	3
B: 星 MAS、金融機関の従業員の身元確認の義務化を提案（5月14日）	4
C: 香港 IA、「Conduct In Focus」第2号の発行（5月17日）	5
D: IEA、「Net Zero by 2050」と題するレポートを公表（5月18日）	5
E: 米 GAO、サイバー保険に関するレポートを公表（5月20日）	6
F: 英 PRA、2021-22 ビジネス・プランを公表（5月24日）	7
G: IAIS、気候関連リスクの監督にかかるペーパーを公表（5月25日）	8
H: NGFS、気候関連のデータ・ギャップにかかるレポートを公表（5月26日）	9
I: 英 FCA、不適切なプライシングの慣行に対する規制を最終化（5月28日）	9
J: 英 BoE 総裁、気候変動にかかる監督上の見解を表明（6月1日）	10
K: NGFS、新たな気候シナリオを公表（6月7日）	11
L: TCFD、ガイダンスの改正案を公表（6月7日）	12
M: 英 BoE、2021年気候ストレス・テストを開始（6月8日）	13
N: 米 NY 州当局、保険会社の気候変動リスクにかかるレポートを公表（6月10日）	15
O: G7、気候関連の財務情報の開示の義務化を支持（6月13日）	15
P: 英 PRA、ソルベンシーII にかかる新たな QIS を実施する予定（6月15日）	16

A: 英 FCA、消費者保護に関する原則案を公表（5月14日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、7月31日を期限として、消費者保護に関する原則「消費者に対する責務（Consumer Duty）」案を市中協議に付した。同原則は、金融機関が消費者に対して払う注意（care）の水準に関してより監督上の高い期待を示すもの。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者は、自身のニーズや合理的に期待する効果を満たす商品やサービスを必ずしも手にしていない。消費者が良い決断をする能力は、交渉上の弱い立場、情報の非対称性、理解の欠如や行動バイアスなど、様々な要素に影響される。 • 金融機関は、必ずしも、消費者の立場で質を高め、コストを低減させるべく効果的に競争している訳ではない。
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> • すべての被規制金融機関について、リテール顧客に対して提供される商品やサービスが対象。リテール向けの商品やサービスの開発や供給に関与している金融機関は、顧客と直接的な関係を有していない場合であっても、本原則の対象となる。
原則の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関のカルチャーやコンダクトにかかるより明確でより高い基準を定めるもの。金融機関には、消費者の実際の体験にフォーカスし、また、消費者のニーズや金融上の目的を満たすよう行動することなどが求められる。
ハイレベルな期待	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関には、①消費者が商品やサービスからどのような効果を期待することができるかを自問すること、②そのような効果をもたらすよう行動すること、また、③自らの行動の効果を評価すること、が期待される。
3つの構成要素	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者原則：金融機関に期待される全体的な行動の基準を定めるもの。 • 分野横断的な規則：金融機関に対し、誠実に行動し、消費者に対して予見可能な危害を回避するためにすべての合理的な措置を講じ、また、消費者が自身の金融上の目的を追求できるようすべての合理的な措置を講じることを求めるもの。 • 詳細なガイダンス：金融機関と消費者の関係における4つの要素にかかる期待を示すもの。4つの要素とそれぞれに対する期待は次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① コミュニケーション：コミュニケーションは、消費者が、金融商品やサービスについて、効果的で、タイムリーで、適切に情報を得た上で意思決定を行うことを可能とするものであるべき。 ② 商品とサービス：商品とサービスは、消費者のニーズを満たすために設計され、ニーズを満たす消費者に販売されるべき。 ③ 消費者サービス：消費者サービスは、商品やサービスのベネフィットを理解させ、過度な妨害なく自身の利益のために行動することを可能とすることで、商品者のニーズを満たすべき。 ④ 商品とサービスの価格：商品とサービスは消費者にとって公正なものであるべき。

インプリケーション：同原則において示されている3つのハイレベルな期待を満たすことは、金融機関が顧客本位の業務運営を

実践する上で非常に重要であると考えられる。こうした規制をどのように導入するか（例えば、ルール・ベースの規制とするか、監督上の期待を示すにとどめるか、など。）については、いくつかのアプローチが考えられる。いずれにせよ、同原則に示されている期待を満たすことができない金融機関は、いずれかの時点で競争市場からの退出を余儀なくされることも容易に想定される。

（出所） FCA ‘CP21/13: A new Consumer Duty’

B: 星 MAS、金融機関の従業員の身元確認の義務化を提案（5月14日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、6月25日を期限として、金融機関（被規制金融持株会社、銀行、証券会社、保険会社、クレジットカード会社等の金融機関。以下、FIs。）の従業員の身元確認義務にかかる市中協議案を公表した。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • MASは2018年7月、金融機関の代表者の身元確認にかかる市中協議を実施。他方で、代表者以外の従業員のコンダクトも消費者の利益に悪影響を与え得ること、また、前職で不祥事を起こした者がその事実を隠したまま他の金融機関に転職することによって生じ得るリスクを軽減するには金融セクター全体で対処する必要があることなどから、身元確認の義務を従業員にまで拡大することを提案。 • なお、身元確認の義務化は、英国やマレーシアにおいて導入されている。
身元確認の対象となる従業員の範囲	<ul style="list-style-type: none"> • Option 1：リスクテイク機能において責任を有する者、リスク管理およびコントロール機能において責任を有する者、重要なシステム管理に従事する者、支払の承認を行う権限を有する者。 • Option 2：Option 1の対象者から、①オペレーショナル・リスク、テクノロジー・リスク、法務リスク、規制リスク、風評リスクに責任を有する者、②コンプライアンスに責任を有する者、を除く者。
遡及期間および確認事項	<ul style="list-style-type: none"> • 遡及期間：過去5年間。 • 確認事項：雇用履歴（雇用期間、役割と職務、雇用停止の理由）に関する情報、個人の適格性に関するコンプライアンス記録、直近4回分の職務評価記録、販売した保険契約の継続率およびその算定方法。
クロスセクターおよびクロスボーダーのケース	<ul style="list-style-type: none"> • シンガポール国外の企業、非金融セクター、もしくは、FIsの定義外の金融機関の従業員を雇用する場合などには、FIsは、身元確認を行い、かつ、雇用しようとする者の適格性について確信を持つために、合理的な方法を用いることが期待される。
記録	<ul style="list-style-type: none"> • FIsは、一部の者を除くすべての従業員に関する雇用履歴等の記録を、最低5年間保存する。
調査および懲戒の手続き	<ul style="list-style-type: none"> • FIsは、①調査と懲戒プロセスを管理する方針と手順を定め、②それらを採用時に周知するとともに、継続的にアクセス可能にし、③合理的な理由がある場合には、公正で客観的な内部調査や懲戒手続きを行い、④調査や懲戒手続きを適切に文書化する。
実施と移行期間	<ul style="list-style-type: none"> • MASは、確認義務違反に対して、法令に基づく措置を講じ得る。6か月の移行期間の後、新たな雇用者に対して本義務が適用される。

インプリケーション：MASは、代表者のみならず従業員の身元確認も義務化することで、「不祥事を起こした者（bad apples）」がその事実を告げずに金融機関を転々とすることを回避することを目的としている。本規制は、直接的にはシンガポール拠点における人事管理に影響を及ぼし得るものである。他方で、シンガポールに拠点を有する日本の保険会社が、本制度の存在を認識し、必要に応じて協力できるような体制を整備しておくことも必要であると思料される。

（出所） MAS ‘Consultation Paper on Proposals to Mandate Reference Checks’

C: 香港 IA、「Conduct In Focus」第 2 号の発行（5 月 17 日）

- 香港保険監督局（IA）は、2020年10月30日に続き、保険のミスコンダクトに関するレポート「Conduct In Focus」の第2号を発行した。その中で、IAは2021年1月から2021年3月の3か月間で348件の苦情を受理したこと（2020年1月～2020年12月31日までの1年間では1,494件）、そのうちミスコンダクト（保険募集、保険料の取扱い、国境を越えた募集、無免許募集、詐欺の申立て、保険関連書類の偽造、手数料の割戻し、および、他社との保険契約からの乗換え）が28%で最多であったこと、などを説明している。

（出所） IA ‘Conduct In Focus looks at conduct issues for insurance agents selling insurance from temporary booths’

D: IEA、「Net Zero by 2050」と題するレポートを公表（5 月 18 日）

- 国際エネルギー機関（IEA）が公表したレポート「Net Zero by 2050」では、「政策立案者のためのサマリー」として優先度が高い政策措置にかかる提言が行われているところ、その概要は以下のとおり。

① 2020年代をグリーン・エネルギーの大きな拡大の10年にする	<ul style="list-style-type: none"> • クリーンで効率的なエネルギー技術の開発を促進するため、政策が強化されなければならない。ターゲットの設定や競争入札は、風力や太陽光への移行を加速し得る。化石燃料に対する補助金のフェーズアウトや炭素価格、その他の市場改革は、適切な価格シグナルを確保し得る。 • 政策は、火力発電やガス・ボイラー、伝統的な内燃機関自動車などの特定の燃料や技術の利用を制限すべきである。政府は、大規模なインフラストラクチャー投資を計画し、奨励しなければならない。
② イノベーションを促進することにより、移行の次のフェーズに備える	<ul style="list-style-type: none"> • 政府の研究開発費を増やす必要がある。デモンストレーションの段階にあるプロジェクト群を2030年までに完了するため、グローバルで900億米ドル程度の公的な資金が必要である。
③ クリーン・エネルギー関連の雇用は大きく伸びるが、広範に広がらなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • エネルギーの移行は、社会や経済が個人やコミュニティに与える影響を考慮し、また、人々を積極的な参加者として取り扱わなければならない。ネットゼロへの移行は、大きな雇用の機会をもたらす。他方で、化石燃料に関連する職への従事者などの失職も生じさせることから、慎重な政策的対応が必要となる。
④ 長期的なターゲットに向けた軌道に乗るため、短期的なマイルストーンを設ける	<ul style="list-style-type: none"> • 政府は、投資家、産業界、国民や他国との間の信頼を構築しつつ、ネットゼロのゴールの達成に向けた、信頼できる、着実な計画を提示する必要がある。政府は、すべての関係者が変化に備えることができるようにするとともに、秩序だった移行を促すため、長期的な政策枠組みを策定しなければならない。そうした長期的な目的は、評価可能な短期的なターゲットや政策と関連付けら

	れる必要がある。
⑤ クリーン・エネルギー投資を大きく促進する	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー移行のためには、特に新興市場国において、国際的なパブリック・ファイナンスの動員が重要であるものの、究極的には、民間セクターが資金調達を行う必要がある。大規模なインフラストラクチャーに資金を向かわせるには、開発者、投資家、公的金融機関、政府間の協力が必要である。民間資金を惹きつけるためには、政策や規制の枠組みを変える必要がある。
⑥ 顕在化しつつあるエネルギー・セキュリティ・リスクには直ちに対応する	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーと重要なエネルギー関連商品が適切な価格で中断なく供給されることは、ネットゼロの実現に向けて重要である。
⑦ 国際的な協力を高める	<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダーで一貫した施策を実施するため、各国政府は協力する必要がある。その際、各国の発展の段階などを認識しなければならない。

インプリケーション：グローバル、あるいは、国レベルでの施策は、保険会社を含む金融機関や金融セクターにも大きな影響を与え得ることが伺える。

(出所) IEA 'Pathway to critical and formidable goal of net-zero emissions by 2050 is narrow but brings huge benefits, according to IEA special report'

E: 米 GAO、サイバー保険に関するレポートを公表 (5月20日)

- 米国会計検査院 (GAO) は、「サイバー保険：保険会社と保険契約者は進化する市場において課題に直面」と題するレポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> 悪意のあるサイバー活動は連邦政府と国家の事業や重要なインフラストラクチャーに重大なリスクをもたらし、また、毎年、数10億米ドルのコストを生じさせている。 2021年米国防権限法は、GAOが米国のサイバー保険市場について調査するという条項を含んでいる。
サイバー保険市場における最近の傾向	<ul style="list-style-type: none"> 普及率の上昇：グローバルな保険ブローカーのデータによると、サイバー保険の普及率は、2016年の26%から2020年には47%に上昇。企業規模別では大企業ほど、産業セクター別では教育やヘルスケアで普及率が高い。 保険料の上昇：需要の増加とサイバー攻撃の増加による保険会社の負担増から保険料が上昇。例えば、2020年後半で10～30%の上昇など、2020年単年で大きな上昇が見られた。 市場の集中：2016年から2019年にかけて、サイバー保険を提供する保険会社の数は約35%増加したが、2016年以降新たにサイバー保険市場に参入した保険会社の保険料収入は全体の約9%を占めるにすぎず、上位10社の市場占有率は70%に達する。 補償範囲の引下げ：サイバー攻撃の増加により、ヘルスケアや教育などのセクターに対する補償範囲が引き下げられている。 サイバー保険の販売：他のリスクもカバーするパッケージ型の商品に加え、サイバー・リスクに特化した商品の提供が増加。

サイバー保険にかかると課題	<ul style="list-style-type: none"> • 損失にかかる過去データの不足：データの不足はプライシングにも影響する。データ収集やリスク評価、サイバー保険の開発などにおいて連邦政府、州政府、業界が協力する余地があるとの意見もある。 • 定義の不十分さ：例えば「サイバーテロ」など、約款の文言の定義が共通でなく、そのことは補償の対象が何であるかを不明確にし得る。 • サイバー・リスクの過小評価：特に規模の小さい企業は、サイバー・リスクを十分に理解していない可能性がある。
---------------	---

インプリケーション：サイバー保険市場における最近の傾向として、普及率の上昇、保険料の上昇、市場の集中、補償範囲の引下げがあげられている点について、これらはサイバー保険市場、あるいは、サイバー保険制度の潜在的な脆弱性を示唆するものであると考えることもできるのではないかと思料される。サイバー保険については、同レポートが課題の一つとして指摘しているように、個々の保険会社の取組みに委ねるだけでなく、国あるいはグローバル・レベルでの議論も必要であると考えられる。

(出所) GAO ‘Cyber Insurance: Insurers and Policyholders Face Challenges in an Evolving Market’

F: 英 PRA、2021-22 ビジネス・プランを公表 (5月24日)

■ 英国健全性監督機構 (PRA) が公表した2021-22ビジネス・プランにおける保険関連の主な内容は以下のとおり。

強固な健全性基準と監督：ソルベンシーIIのレビュー	<ul style="list-style-type: none"> • 財務省によるソルベンシーIIのレビューは、ソルベンシーIIの基本的な原則を引き継ぎつつ、規制を英国市場に合わせたものとする機会を提供する。 • PRAは、財務省と緊密に連携するとともに、保険資本基準 (ICS) の策定やホリスティック・フレームワークの実施評価、保険基本原則 (ICPs) の遵守にかかるFSAP評価への貢献など、保険監督者国際機構 (IAIS) とも協働を続ける。
市場の変化への適応とホライゾン・スキャンニング	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動：気候変動について、金融機関に対する監督上の期待を定めるとともに、内部の専門性を高める。それには、気候関連情報の開示、気候関連の政策、気候変動にかかる隔年の探索的な (biennial exploratory) ストレス・テストの実施などを含む。また、気候変動による財務リスクの監督を日常的な監督の一環として取り込む。 • 新たなリスクへの対応：国際的な緊張から生じる地政学的なリスクやCovid-19から生じるリスクなど、顕在化している新たなリスクの特定とホライゾン・スキャンニングを継続する。
金融レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> • 国際的なエンゲージメント：ICSの5年間のモニタリング期間への関与を継続し、IAISのComFrameおよびシステミック・リスクの評価と緩和のためのホリスティック・フレームワークを実践する。 • 資産の質：ソルベンシーIIのマッチング調整 (MA) やポートフォリオ内の内部格付を含む、非流動資産のリスク管理とガバナンスのレビューを継続し、また、監督上の期待を満たしているかどうかを評価する。内部格付やそのアプローチ、バリデーションに懸念がある場合、外部の信用評価機関に見解を求める。また、「保険会社はリスクを適切に特定し、測定し、モニターし、管理し、コントロール

	し、報告する資産にのみ投資すべき」と定めている「プルードント・パーソン原則（PPP）」を受け、保険会社にはその実施状況を証明することが求められる。
再建（recovery）と破綻処理（resolution）	<ul style="list-style-type: none"> 再建および破綻処理計画：2021年に保険会社の再建および破綻処理計画のためのアプローチを開発する。また、保険会社の破綻の枠組みの高度化のため、財務省と協働する。

インプリケーション：非流動性資産のリスク管理とガバナンスに関し、日本のいくつかの保険会社は、より高いスプレッドの獲得を目指し、非流動的な資産への投資を増加させている。また、今後、経済価値ベースのソルベンシー規制が導入され、同規制においてMAやそれに類似する手法が許容されることとなった場合、一部の生命保険会社が非流動性資産への投資をさらに増加させることも考えられる。こうしたことから、今後、非流動性資産のリスク管理とガバナンスの観点からの内部管理や監督の重要性は高まっていくものと思料される。また、再建および破綻処理に関し、金融サービス補償スキーム（FSCS、預金保険基金や保険契約者保護基金に相当するもの。）を有する英国において、このタイミングで保険会社の破綻処理の枠組みの高度化の検討が進められている点は非常に興味深い。

（出所）PRA ‘Prudential Regulation Authority Business Plan 2021/22’

G: IAIS、気候関連リスクの監督にかかるペーパーを公表（5月25日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）と持続可能な保険フォーラム（SIF）は、「保険セクターにおける気候関連リスクの監督にかかるアプリケーション・ペーパー（AP）」を最終化した。同APは、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、監督上のレビューとレポートング、投資、開示を対象とするもの。主な内容は以下のとおり。

監督当局の役割	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、気候関連リスクの監督上の目的への関連性を評価する。また、保険セクターの気候変動に対するエクスポージャーおよび気候変動のリスクの管理に関する定量的および定性的な情報を収集する。
コーポレート・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、気候関連リスクを自社の全体的なコーポレート・ガバナンスの枠組みに統合する。例えば、リスク管理や保険数理などのコントロール機能は、気候関連リスクを適切に考慮し、そのリスクを管理するための適切なリソースや専門性を有する。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、ORSAにおいて気候関連リスクを取り扱う。また、特定されたリスクを緩和するための施策を実施する。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、気候リスクが投資ポートフォリオや資産負債管理（ALM）に与える影響を評価する。シナリオの利用など、フォワードルッキングな視点は気候リスクのより良い理解につながる。
開示	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、気候変動に関連する重要なリスクを開示する。監督当局は、ベスト・プラクティスのデザインや監督目的の設定に際して、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組みを用いることができる。保険会社は、気候関連リスクへのエクスポージャーの程度や測定指標、ターゲットを開示する。

インプリケーション：リスク管理（ORSAを含む。）において気候変動に関連するリスクを勘案することは、金融セクターにおいてグローバルなプラクティスとして定着しつつある。日本の保険会社には、規制・監督上の対応を待つのではなく、グローバルなプラクティスを自ら実践していくことが期待される。

(出所) IAIS ‘Press Release: IAIS and SIF set out key recommendations for insurance supervisors to strengthen efforts to address climate-related risks’

H: NGFS、気候関連のデータ・ギャップにかかるレポートを公表 (5月26日)

■ 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS) は、気候関連のデータ・ギャップにかかるプログレス・レポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

- 金融セクターのステークホルダーが、金融安定リスクを評価し、気候関連リスクを適切に評価および管理し、また、低炭素経済への移行から生じる機会を利用するためには、信頼でき、かつ、比較可能な気候関連のデータが極めて重要。データ・ギャップはこれらの目的の達成を阻むものとなる。
- NGFSは、以下のような利用者中心のアプローチを用いてデータ・ギャップを把握。

ステークホルダー	ユース・ケース	測定指標	データ・アイテム
中央銀行	エクスポージャーの定量化	フットプリント	会計 (BL, FL)
監督当局	投融資の決定	移行感応度	気候・環境関連 (BL, FL)
銀行	マクロ経済モデル	物理的脆弱性	その他 (BL, FL)
保険会社	金融安定モニタリング	アラインメント	資産 (BL, FL)
年金基金	気候関連開示	可動化	※BL: バックワードルッキング、FL: フォワードルッキング
その他のバイサイド機関	シナリオ分析とストレス・テスト	複合指標	

- ステークホルダーは、(例えば、移行ターゲットや排出経路などの) フォワードルッキングなデータや (例えば、スコープ3の排出量や削減貢献量、資産の地理的なロケーションなどの) 粒度の高いデータを必要としているほか、データのアクセシビリティの改善や気候関連のデータの質の保証も求めている。
- データ・ギャップの改善のためには、①共通で整合的なグローバルな開示基準に向けた早急なコンバージェンス、②最小限の合意されたグローバル・タクソミーの策定に向けた努力、③十分に定義され、意思決定に有用な測定指標、認定ラベル、メソッドロジー基準の策定と透明な利用、の3つのビルディング・ブロックに基づく政策上の対応が必要。他方で、既に利用可能なデータ・ソースやアプローチを活用することも重要。
- NGFSの今後の取組み：①データ・ニーズの特定、および、優先順位付け、②利用可能性、信頼性、比較可能性の3つの側面からのデータ・ニーズへの対応、③データ・ギャップに対応するための政策提言。なお、利用可能性はカバレッジ、粒度、アクセシビリティ、信頼性は質、監査可能性、透明性、比較可能性はデータ・ラベル、タクソミー、識別子といった観点から検討する必要がある。

インプリケーション：「3つのビルディング・ブロック」について、グローバルおよび各国において、議論や取組みが加速することが期待される。

(出所) NGFS ‘NGFS publishes a progress report with preliminary findings on climate-related data gaps’

I: 英 FCA、不適切なプライシングの慣行に対する規制を最終化 (5月28日)

■ 英国金融行為規制機構 (FCA) は、住宅および自動車保険における不適切なプライシングの慣行 (契約の更新の度に保険料が上がる「price walking」と呼ばれる。) について、2020年9月に市中協議に付した規制ハンドブックの改正案

を最終化した。主な内容は以下のとおり。

保険料ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> 保険料ファイナンス（保険料に充てる資金の貸付）が有る場合と無い場合の保険料等の情報を契約前に開示する。 保険料ファイナンスの提供が顧客の最善の利益に資するものであるかを常に検討する。
自動更新	<ul style="list-style-type: none"> 自動更新の有無や自動更新をキャンセルする保険契約者の権利等にかかる情報を顧客に提供する。 自動更新のキャンセルのための容易で利用可能な方法を顧客に提供する。
プライシング	<ul style="list-style-type: none"> 更新後の保険料を同等な新たな保険契約の保険料（Equivalent New Business Price: ENBP）を超える水準に設定してはならない。ENBPを決定する際、顧客が以前利用した販売チャンネルと同じチャンネルを利用するものと仮定する。 ENBPを計算する際、新たな顧客に提供する現金もしくは現金と同等のインセンティブを含めなければならない。
商品ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 投資型でない保険商品について、保険会社は、保険商品がターゲットとする市場の顧客に公正な価値（＝価格と提供する商品やサービスの質との関係）を提供しているかどうかを特定する商品の承認プロセスを整備しなければならない。また、公正な価値を提供するものであることを証明するとともに、それを評価した記録を保存しなければならない。
レポートニング	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、保険商品にかかる詳細な情報をFCAに提出しなければならない。

- 商品ガバナンスや保険料ファイナンスにかかる規定は2021年10月1日から、プライシングや自動更新、レポートニングにかかる規定は2022年1月1日から、それぞれ適用が開始される。

インプリケーション：FCAの問題意識は多くの者が共有できるものであると考えられる。他方で、詳細で複雑に見受けられるルールによってprice walkingという行為（慣行）自体を禁止するという監督アプローチには様々な意見があるものと思われる。例えば、記事Aでとりあげた「消費者保護に関する原則」などにおいてプライシングの透明性の確保を求めることも、監督アプローチの一つとして考え得る。他方で、「商品とサービスの価格」に関する期待も示している同原則に加えて本規制を導入するということは、「原則や期待ベースでは顧客本位の業務運営は必ずしも確保され得ない」ということを示唆しているとも推察できる。

（出所）FCA ‘PS 21/5: General insurance pricing practices market study’

J: 英 BoE 総裁、気候変動にかかる監督上の見解を表明（6月1日）

- イングランド銀行（BoE）のBailey総裁は、気候変動における中央銀行および健全性規制当局としての役割にかかる見解を表明した。そのうち、健全性監督にかかる部分の概要は以下のとおり。
 - 気候変動によるリスクの観点から通貨および金融の安定を維持するためには、当局が、タイムリーで、一貫した、協調的な政策対応を行うことが重要である。
 - BoEの役割の一つは、マイクロおよびマクロ・レベルでのレジリエンスを構築すること。BoEは、金融システムが気候変動による財務リスクを積極的に管理し、事前に緩和することを確認することによって、その役割を果たしている。それぞれの責務は、健全性監督機構（PRA）と金融政策委員会（FPC）が担う。

- PRAは、銀行と保険会社に対する監督上の期待を示し、金融機関が気候変動に対して戦略的なアプローチを採用し、また、気候変動による財務リスクを効果的に特定し、測定し、管理し、緩和するための態勢を整備することを求めている。
 - FPCは、PRAとともに、気候変動にかかる隔年の探索的な（exploratory）ストレス・テスト（CBES）を開始する。その目的は、異なる気候シナリオに対する金融機関および金融システムのレジリエンスを評価すること。この種の分析は、金融機関や政策立案者が気候関連のリスクについて現実的な意思決定を行い、また、対応策を検討する上で重要である。
 - 「グリーンな」エクスポージャーにより低い資本要件を課すことで変化を促すべき、との声もある。他方で、気候変動の資本規制への取込みは、強固なデータに基づく必要があり、また、安全性と健全性をサポートするよう設計されなければならない。現状、そのような状況にはなく、今後も、そのような状況にならないかもしれない。しかしながら、開示、シナリオ分析、リスク管理の向上によって、監督上の目的は達成し得る。
- また、同総裁は、6月3日に開催された国際決済銀行（BIS）等が主催するGreen Swan Conferenceにおいて、①開示される気候関連の情報は統合的で比較可能である必要があり、その意味で、例えば、IFRS財団のサステナビリティ基準審議会による作業は最低限のベースラインを提供し得ること、②企業や活動の二酸化炭素排出原単位の財務リスクや損失への定量的なマッピングにはさらなる取組みの余地があること、③ネットゼロを達成するためには政府によるセクターレベルの気候政策が明確に示される必要があり、他方で、中央銀行は、その分野ではミクロおよびマクロ健全性のアクションを講じるべきではないこと、などとの見解を示している。

インプリケーション：特に注目に値する点の一つは、気候変動リスクに資本規制（第1の柱）で対応することに現時点では必ずしも前向きな姿勢を示していない点であろう。他方で、中長期的には資本規制での対応もあり得る選択肢の一つと考えることも適当であると思料される。

（出所） BoE ‘Tackling climate for real: the role of central banks - speech by Andrew Bailey’

K: NGFS、新たな気候シナリオを公表（6月7日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、2020年6月に公表した気候シナリオをアップデートした、新たな気候シナリオを公表した。
- 前回からの大きな進展は、データが改善されたこと、統合評価モデルからのアウトプットを国レベルにダウンスケールできるようになったこと、など。他方で、スコープ（より大きな物理的リスクの影響や適応の定量化等）、一貫性（物理的リスクの移行経路への統合等）、不確実性（不確実性を定量化する画一的な手法の欠如等）に対応することが今後の課題。
- NGFSが提示したシナリオは、前回の8つ（5つの代替的シナリオを含む。）から以下の6つとなった。それぞれのシナリオの概要は以下のとおり。

カテゴリー	シナリオ	ターゲット水準	政策対応	技術革新のスピード	二酸化炭素除去（CDR）	地域間の政策の相違
Orderly	ネットゼロ2050	1.5°C	直ちに、スムーズに	速い	中	中
	2°C以下	1.7°C	直ちに、スムーズに	適度	中	低

Disorderly	発散的 ネットゼロ	1.5°C	直ちに、 しかし、発散的	速い	低	中
	移行の遅延	1.8°C	遅延 (2030年から)	遅い／速い	低	高
温室化	NDCs（国が決定する貢献）	+2.5°C	NDCs	遅い	低	低
	現状維持	+3°C	現状の政策	遅い	低	低

インプリケーション：記事Mでとりあげている英国イングランド銀行の2021年気候ストレス・テストもNGFSの気候シナリオをベースとしていることなど、今後、NGFSシナリオの利用や参照の機会がさらに高まるものと思料される。

（出所）NGFS ‘NGFS publishes the second vintage of climate scenarios for forward looking climate risks assessment’

L: TCFD、ガイダンスの改正案を公表（6月7日）

- 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、7月7日を期限として、「ポートフォリオ・アラインメントの測定：技術的ツール」案と「気候関連の指標、ターゲットおよび移行計画に関するガイダンス」案の2つの文書を市中協議に付した。
- 「ポートフォリオ・アラインメントの測定：技術的ツール」案は、ポートフォリオとパリ協定との整合性を測定し、評価するためのツール（アラインメント・ツール）の設計などについて、22の提言を行っている。
- 「気候関連の指標、ターゲットおよび移行計画に関するガイダンス」案のうち、全セクター共通ガイダンス案と保険セクター向けガイダンスの主な改正は以下のとおり。

	全セクター共通ガイダンス	保険セクター向けガイダンス
ガバナンス	（改正なし）	（改正なし）
戦略	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスクや機会の業績や財政状態への影響等を開示する。 重要性がある場合、戦略において移行計画を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素関連資産（2017年のTCFD提言において示された4つの非金融グループと結びつけられる資産）へのエクスポージャーへの集中について記述する。
リスク管理	（改正なし）	（改正なし）
指標と目標	<ul style="list-style-type: none"> GHG排出量、炭素価格、気候変動リスクに大きく晒されている資産等の割合、気候変動のリスクと機会に向けられる支出もしくは資本投資等を開示する。 気候関連の定量的なターゲットを開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、引受ポートフォリオのパリ協定との整合性を測定し、開示することなどにより、フォーワードルッキングな指標をターゲット設定の枠組みや管理プロセスに組み込む。 データやメソッドロジーが利用可能な有形資産や製品をカバーする企業向けP&C保険の加重平均炭素強度（WACI）を開示する。

インプリケーション：今回の改正によってTCFDガイダンスが拡充されることとなり、金融機関には追加的な対応が求められることとなるものと思料される。

（出所）TCFD ‘TCFD public consultation: June 7 – July 7, 2021’

M: 英 BoE、2021 年気候ストレス・テストを開始（6 月 8 日）

■ 英国イングランド銀行（BoE）は、2021年の気候変動にかかる隔年の探索的な（exploratory）ストレス・テスト（CBES）を開始した。その概要は以下のとおり。なお、結果の公表は2022年5月を予定している。（個社の結果は開示されない。）

- 目的：英国の大規模な銀行と保険会社の気候変動に関連する物理的リスクと移行リスクに対するレジリエンスを評価すること。期待される成果は、①参加金融機関と金融システムの気候関連リスクへの財務エクスポージャーの評価、②気候関連のリスクが金融機関のビジネス・モデルにもたらす課題の理解、および、金融機関の対応や金融サービスの提供へのインプリケーションの評価（銀行と保険の相互依存性の分析を含む。）、③金融機関における気候変動の財務リスク管理の向上の支援、の3つ。ストレス・テストの結果は資本要件の設定には用いず、また、予想される損失について個々の金融機関の対応を求めることはしない。
- 参加金融機関

銀行	生保	損保	ロイズ
Barclays	Aviva	AIG (UK)	Society of Lloyd's (10 syndicates)
HSBC	Legal & General	Allianz Holdings plc (UK)	
Lloyds Banking Group	M&G	Aviva	※保険料収入ベースでロイズの財産・責任保険の約4割をカバー
Nationwide Building Society	Phoenix	AXA (UK)	
NatWest Group	Scottish Widows	Direct Line	
Santander UK		RSA (UK)	
Standard Chartered	※資産規模で英国生保セクターの約65%をカバー	※総保険料収入ベースで英国損保セクターの約6割をカバー	
※融資残高の約7割をカバー			

- 金融機関は、2020年末のバランスシートをベースに、以下の各シナリオの影響を評価。保険会社については、CBESのフォーカスは、投資資産、再保険回収および保険負債（受再保険を含む。）に置かれる。3つのシナリオの概要（NGFSの気候シナリオをベースとするシナリオ）は以下のとおり。

	早期対応	対応遅延	現状維持
移行リスク	中	高	限定的
移行開始	2021年	2031年	-
移行の特徴	早期、秩序的	遅延、無秩序的	2021年以前に実施されている施策のみ
英国の炭素価格のシャドー・プライスのピーク（CO2換算トン当たり米ドル）	900	1,100	30（現在と同じ）
物理的リスク	限定的	限定的	高

2050年時点の平均気温上昇（グローバル）	1.8°C	1.8°C	3.3°C
平均海面上昇（英国）	0.16m	0.16m	0.39m
生産への影響	一時的に低成長	急激な収縮	恒久的な低成長と高い不確実性
平均年生産量成長（英国）	6-10年：1.4% 11-15年：1.5% 26-30年：1.6%	6-10年：1.5% 11-15年：0.1% 26-30年：1.6%	6-10年：1.4% 11-15年：1.4% 26-30年：1.2%

➤ 主な変数

マクロ経済	財務	移行リスク	物理的リスク
GDP、CPI、失業率、家計所得、不動産価格、金利、産業別粗付加価値等	株価、国債金利、社債スプレッド等	炭素価格、最終エネルギー需要、一次エネルギー需要、化石燃料の消費者価格、化石燃料の生産者価格、新車登録数（ICEV、HV、EV別）、中古車価格（同）等	気温、風速、降雨量、土壌水分、山火事、不作、熱波、海面上昇、熱帯低気圧の強度や頻度等

➤ コーポレート・エクスポージャー

- 銀行および生保は、少なくとも上位100社の企業について、カウンターパーティ分析（Tier 1分析）を行うことが求められる。金融機関は、可能な範囲で、カウンターパーティと直接やりとりを行う。
- カウンターパーティ分析では、キャッシュフロー分析、公開データ（TCFD開示情報を含む。）、気候変動リスクにかかる詳細な気候シナリオ変数を用いることが期待される。
- 金融機関は、カウンターパーティの財務やオペレーションが各シナリオによってどのような影響を受けるのかを検討する。カウンターパーティ分析においては、カウンターパーティがすでに実施しており、完了することが見込まれる計画を除き、適応のための計画を勘案しない。

インプリケーション：参加金融機関にとって最も負担となるタスクの一つであると想像されるコーポレート・エクスポージャーの分析に関し、「BoEは当初、金融機関のカウンターパーティの80%について脆弱性分析が行われることを期待していたものの、金融機関から懸念が示されたことなどもあり、Tier 1分析の対象は100社に落ち着いた」との報道¹もあったように、参加金融機関の視点からは、作業負荷は大きなイシューであると想像される。日本において同様のストレス・テストを実施する場合、ストレス・テストの目的に照らすと作業負荷は本質的な論点であるとは言えないものの、ストレス・テストのデザインにおいて一定の配慮を要するのではないかと考えられる。

（出所）BoE 'Key elements of the 2021 Biennial Exploratory Scenario: Financial risks from climate change'

¹ Financial Times「UK launches scaled-back financial sector climate risk stress tests」（2021年6月8日、オンライン版）

N: 米 NY 州当局、保険会社の気候変動リスクにかかるレポートを公表（6月10日）

- 米国ニューヨーク州金融サービス局（DFS）は、ニューヨーク州の保険会社の気候変動リスクに対するエクスポージャーにかかるレポートを公表した。主な内容は以下のとおり。
 - 背景：DFSは、2°C投資イニシアティブ（2DII）に、ニューヨーク州の保険会社の資産サイドの移行リスクへのエクスポージャーの調査を依頼。2DIIは、2019年末のデータをベースに、250の保険会社の株式および債券ポートフォリオを調査。同調査におけるエクスポージャーやシナリオ分析は、PACTA（Paris Agreement Capital Transition Assessment）モデルに基づき行われた。
 - 調査結果：
 - ニューヨーク州の保険会社は、高炭素集約型のセクターに有意なエクスポージャーを有している。保険会社の資産（株式および債券）に占める高炭素集約型のセクターの割合は約11%。生保の社債ポートフォリオについて見ると、20%が高炭素集約型のセクターに対するもの。化石燃料生産者に対するエクスポージャーは、個々の保険会社で区々であるものの、複数の損保やいくつかの生保は非常に高いエクスポージャーを有している。
 - 保険会社が投資している高炭素集約型のセクターの投資先企業の今後5年間の資本計画は、天然ガス生産などを除き、いずれもパリ協定と整合していない。
 - 保険会社のポートフォリオは、市場のベンチマークと比べると、パリ協定との整合度が低い。
 - 保険会社が採り得る対応は、ダイベストメント、低炭素への移行を支持している企業への投資、気候リスクが高い企業の排除、エンゲージメント、気候関連の投資条件の設定などが考えられる。

インプリケーション：米国の保険セクターにおいてもこのような動きがあったことは注目に値する。

（出所）DFS 'Superintendent Lacewell Announces New DFS Report on New York Domestic Insurers' Exposure to Financial Risks Arising from the Low-Carbon Transition'

O: G7、気候関連の財務情報の開示の義務化を支持（6月13日）

- G7首脳は、6月11日から13日に開催されたG7首脳会談のコミュニケ「より良い回復に向けたグローバルな行動のための共通アジェンダ」を公表した。同コミュニケにおける気候変動に関連する主な記述は以下のとおり。
 - 雇用を創出し、二酸化炭素の排出を削減し、グローバルな気温の上昇を1.5°Cに抑えることを目指すグリーン革命をサポートすることによって、我々の地球を守る。我々は、2030年までに二酸化炭素の排出量を半減し、2025年に向けてグリーン・ファイナンスを拡大し、遅くとも2050年までにネットゼロを実現すること、また、2030年までに陸地と海洋の少なくとも30%を保全もしくは保護することにコミットする。
 - 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP 26）等に先立ち、我々は、①温室効果ガスの排出を削減し、1.5°Cのグローバルな気温上昇という閾値を実現可能なものとして維持するための取組みを加速し、②気候変動の影響から人々を保護するために適応とレジリエンスを強化し、③生物多様性の損失を止めて反転させ、④これらの目標を達成するために資金を動員し、イノベーションを活用する、ことにコミットする。
 - 我々は、金融上の意思決定において気候変動を勘案するため、グローバルな金融システムをグリーンなものとする必要性を強調する。我々は、市場参加者のために整合的で意思決定に有用な情報を提供し、また、TCFDの枠組みをベースとする、気候関連の財務情報の開示の義務化に向けた、国内の規制枠組みに沿った動きを支持する。我々は、また、自然関連の財務情報の開示に関するタスクフォースの設立とその提言を期待する。

■ なお、G7財務大臣・中央銀行総裁は、6月5日に公表された財務大臣・中央銀行総裁会合のコミュニケにおいて、気候変動について以下のような見解を示している。

- 我々は、各国が補足できる、サステナビリティ報告のグローバルなベースラインの必要性について合意する。我々は、強固なガバナンスと公的な監視の下で、TCFD枠組みやサステナビリティ基準設定者の作業を踏まえ、グローバルなベスト・プラクティスを作り、コンバージェンスを加速するため、それらの者、および、より広範なステークホルダーを緊密に関係させ、そのようなベースラインとなる基準を策定するIFRS財団の取組みを歓迎する。
- G7の当局は、他の財務リスクに適用されているリスク管理基準と同じ基準を用いて、金融機関が気候変動の財務リスクを管理することが重要であると考え。G7の中央銀行は、気候変動によってもたらされる金融安定リスクを評価し、また、必要に応じて気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）の気候シナリオを利用することを検討する。我々は、FSBが気候関連の財務リスクにかかる野心的なロードマップを策定すること、また、サステナブル・ファイナンス・ワーキング・グループが、まずは気候に焦点をあてたG20のサステナブル・ファイナンスにかかるロードマップを策定することをサポートする。

インプリケーション：金融セクターの視点からは、気候関連の財務情報の開示の義務化への方向性がコミットされたこと、金融機関による気候関連のリスクの管理の重要性が指摘されたことなどが特に注目に値する。

（出所）G7 ‘CARBIS BAY G7 SUMMIT COMMUNIQUÉ’

P: 英 PRA、ソルベンシーII にかかる新たな QIS を実施する予定（6月15日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）の損保監督のトップであるSweeney氏は、ソルベンシーIIのレビューについて見解を述べた。主な内容は以下のとおり。

- 保険規制については、グローバルで合意が形成されてきている。他方で、合意（consensus）＝統一（uniformity）ではない。各国の規制を比較する際には、経済に対する重要性、消費者の信頼、金融機関の秩序だった退出を勘案することが重要である。
- ソルベンシーIIのレビューの中で夏頃に任意参加のQIS（定量的影響度調査）を行うことを検討中。3か月程度の期間で、保険会社には相当程度の作業負荷が生じる見込み。QISは、リスク・マージン（金利感応度の高さへの対応）、マッチング調整（適格資産要件の拡大など）、その他の移行措置を対象とする。
- PRAは、2015年から隔年で実施してきているストレス・テストを来年も実施する予定。中長期的には、監督アプローチの中でストレス・テストをより中心的なものとして用いることを考えている。ソルベンシーIIの改正案とあわせ、監督アプローチの改正案を来年初めに市中協議に付す予定。

インプリケーション：英国がどのようなソルベンシーIIの改正案を出してくるのか、注目に値する。今夏に実施予定のQISにおいて、その方向性をうかがうことができるものと思料される。

（出所）PRA ‘Solvency II Review: Protecting Policyholders while improving the regime - speech by Anna Sweeney’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

リスク管理戦略センター

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事B、C)

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対しサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害および責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001